相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市中原区上平間三〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙本ハル子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

川崎市川崎区東田町五番地三ホンマビル四階　相続財産管理人　弁護士　瀬沼　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　加藤宗三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　相続財産管理人　弁護士　山本　伊仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡松前町大字筒井二二二番地、最後の住所京都府亀岡市千代川町千原二丁目一〇番一八―六〇八号　被相続人　亡　古川　忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

京都市中京区富小路二条下ル高木ビル三階　田村貴哉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田村　貴哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　奥田万次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

大阪市北区天神西町五番一七号アクティ南森町五階　相続財産管理人弁護士　千葉　康平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区美章園二丁目二七番、最後の住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川一八四九―一一与田病院内　被相続人　亡　森本　安彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

大阪市北区南森町二―一―二九三井住友銀行南森町ビル三階　相続財産管理人弁護士　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市上小島一丁目二四番地、最後の住所大阪市淀川区西宮原三丁目三番四―三〇二号　被相続人　亡　吉村　一義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

大阪市北区西天満二―九―一四北ビル三号館四〇一　相続財産管理人弁護士　伊藤　孝江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市広畑区早瀬町一丁目六四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大坂　道男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

兵庫県姫路市南条四二六番地一　相続財産管理人司法書士　太田　孝信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市高城町有水五一二四番地、最後の住所福岡県飯塚市有安九五九番地四笠松あんじゃ園　被相続人　亡　大窪アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三号ダイアビル福岡赤坂四〇一号　相続財産管理人　弁護士　壇　一也

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ビート　東京都千代田区神田和泉町一番地一二―一七

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年八月二十五日

東京都千代田区神田和泉町一番地一二―一七　株式会社ビート　代表取締役　西村　賢治

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、買受することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月二十五日

静岡市駿河区さつき町五番一七号　株式会社静岡青果市場　代表取締役役　山口　茂

記

	株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数
鈴木	穣　静岡市駿河区八幡表町三〇〇	普通株式　八十株
良知	みね　静岡市葵区伝馬町一二―七	〃　八十株
荒木	堅次　静岡市昭和町	〃　三十株
相川	さく　静岡市葵区水道町七九	〃　三十株
石上	荘蔵　静岡市駿河区南町	〃　十株
糟谷	薫　静岡県田方郡伊豆長岡町分譲地　大青アパート	〃　十株
斎藤	亀吉　静岡市神明町	〃　五株
岩科	長作　静岡市駿河区西大谷四―一五	〃　一株
松本	良一　静岡市駿河区平沢七〇	〃　一株
望月	延太郎　静岡市駿河区国吉田一一八六―三	〃　一株

社　債　償　還　公　告

当社社債平成23年９月定時償還の当せん番号は下記の通りであります。　平成23年8月25日

東京港埠頭株式会社（東京港埠頭公社債券）

回	期日	償還額	10万円券	100万円券	1000万円券
26	9／28	2,440万円	50～53	63・64・73・78	48・49